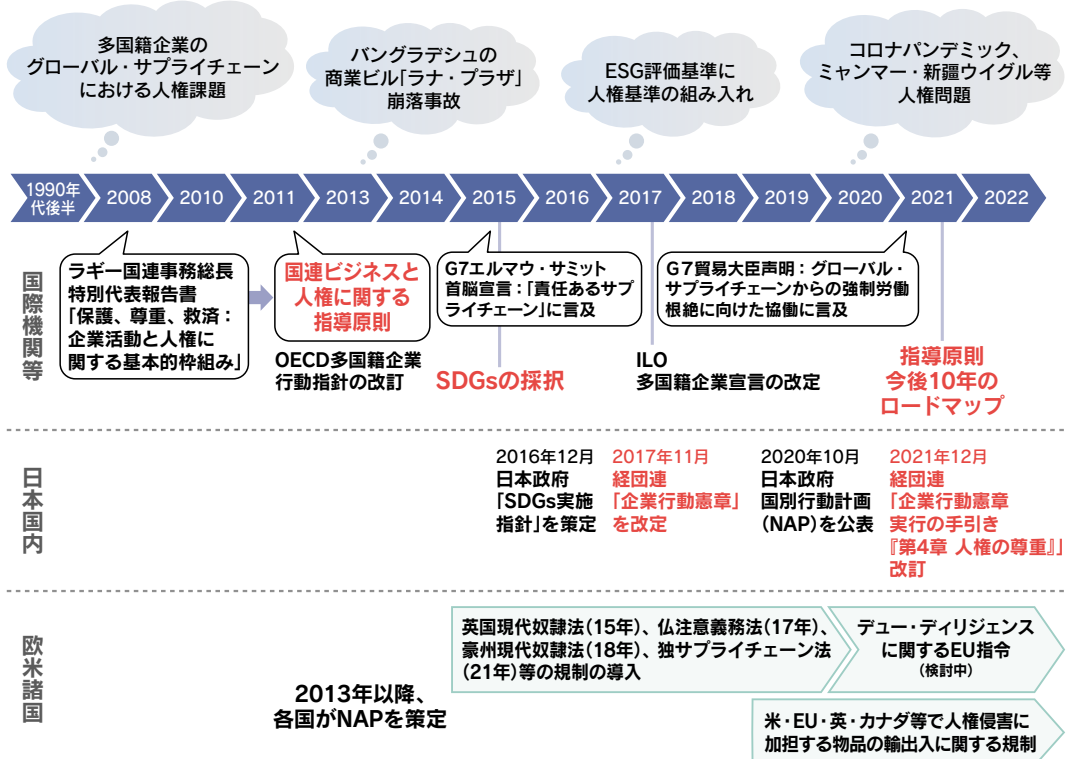


1 >> ビジネスと人権を巡る世界の動き

近年、グローバルなサプライヤーや顧客、消費者、受け入れ国政府・地域社会などとの関係を通じて、企業が世界の人権状況に大きな影響を及ぼすことが強く認識されてきている。その背景には、1990年代後半以降、多国籍企業のグローバルなサプライチェーンのうち、とりわけ発展途上国において、労働者の人権侵害や労働問題が報告され、国際人権団体やNGOから厳しい批判を受ける事例が相次いで起きたことが指摘される。

そのような批判への対応として、2000年、人権、労働、環境（2004年に腐敗防止を追加）分野を基本原則とした国連グローバル・コンパクトが発足し、2011年には、国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持された。さらに、2013年、バングラデシュで起きたラナ・プラザビル崩落事故を契機に、グローバル企業のサプライチェーンにおける労働者の権利保護や「指導原則」に沿った取り組みの重要性が再認識された。

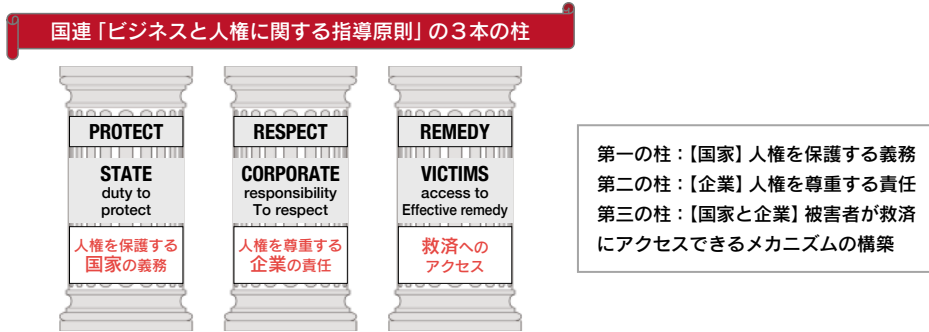
図表1 ビジネスと人権に関する関心の高まり



2 ≫ 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」とは

指導原則は、法的拘束力はないものの、ビジネスと人権に関する事実上の基準文書となっている。指導原則は3つの柱からなる。

図表2 指導原則の3本の柱



人権を尊重する企業の責任の定義は、「他者の人権を侵害することを回避し、企業が関与した人権への負の影響に対処すべきこと」とされている。企業は、国際的に認められた人権を理解、尊重したうえで、企業としての責任を果たすことが求められている。

3 ≫ 国際的に認められた人権とは

「国際的に認められた人権」とは、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、「世界人権宣言」を含む国際人権章典や、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」にその基本原則が定められている。

図表3 国際的に認められた人権

